

扶桑町議会議案第94号

扶桑町公用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町公用物の管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月28日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

提案理由

道路占用料の額の改定に伴い、条例を改正したいので提案します。

扶桑町公用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町公用物の管理に関する条例（平成2年扶桑町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第180号」の次に「。以下別表において「法」という。」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

占用物件	単位	占用料
第1種電柱（条数3本以下）	1本1年につき	円 990
第2種電柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1,500
第3種電柱（条数6本以上）	1本1年につき	2,000
第1種電話柱（条数3本以下）	1本1年につき	880
第2種電話柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1,400
第3種電話柱（条数6本以上）	1本1年につき	1,900
その他の柱類	1本1年につき	88
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
路上に設ける変圧器	1個1年につき	860
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1, 800	
郵便差出箱	1個1年につき	740	
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2, 200	
その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）	占用面積1平方メートル1年につき	1, 800	
水管・下水管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき	37 53 79 110 160 210 370

		以上0.7メートル未満のもの	年につき	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100
鉄道、軌道、自動運行補助施設等（法第32条第1項第3号に掲げる施設）	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他 のもの	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,400
		その他 のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき

	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800
歩廊及び日覆類		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800
上空に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 100
地下に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	660
その他のもの（法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 日につき	22
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	220
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	220
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 200
標識類		1 本 1 年につき	1, 400
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	22
	その他のもの	1 本 1 月につき	220
幕（工事用施設を除く。）	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	22

く。)	その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	220
アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	2, 200
	その他のもの	1 基 1 月につき	1, 100
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	220
仮設建築物、仮設店舗		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	180

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割を持って計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとす

る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

扶桑町公用物の管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公共用物」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路 道路法（昭和27年法律第180号。<u>以下別表において「法」という。)</u>により、町道に認定された道路以外のもので国及び町の所有に係るもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公共用物」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）により、町道に認定された道路以外のもので国及び町の所有に係るもの</p>

新

別表（第7条関係）

占用物件	単位	占用料
第1種電柱（条数3本以下）	1本1年につき	円 <u>990</u>
第2種電柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 500
第3種電柱（条数6本以上）	1本1年につき	2, 000
第1種電話柱（条数3本以下）	1本1年につき	<u>880</u>
第2種電話柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 400
第3種電話柱（条数6本以上）	1本1年につき	1, 900
その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1, 800</u>
郵便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>

新

広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 200</u>
その他もの (法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物)	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 800</u>
水管・下水管その他これらに類するもの	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>37</u>
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>53</u>
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>79</u>
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>110</u>
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>160</u>
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>210</u>
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>370</u>

新

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
鉄道、軌道、自動運行補助施設等（法第32条第1項第3号に掲げる施設）	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるものその他	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	1年につき <u>1,400</u>
	その他	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき <u>880</u>
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき <u>530</u>
	その他	その他	占用面積1平方メートル1年につき <u>1,800</u>

新

		一トル1年につき	
歩廊及び日覆類		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>1, 100</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>660</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル1月につき	<u>220</u>
看板（アーチであるもののを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル1月につき	<u>220</u>
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル1年につき	<u>2, 200</u>
標識類		1本1年につき	<u>1, 400</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
幕（工事用	祭礼、縁日等に際し一	その面積 1 平方メ	<u>22</u>

新

施設を除く。)	時的に設けるもの	一トル1日につき	
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場	占用面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>
仮設建築物、仮設店舗	占用面積1平方メートル1月につき		<u>180</u>

別表（第7条関係）

使用物件	単位	使用料
第1種電柱（条数3本以下）	1本1年につき	円 <u>950</u>
第2種電柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 500
第3種電柱（条数6本以上）	1本1年につき	2, 000
第1種電話柱（条数3本以下）	1本1年につき	<u>850</u>
第2種電話柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 400
第3種電話柱（条数6本以上）	1本1年につき	1, 900
その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1, 700</u>
郵便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>

広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 400</u>
その他のもの（ <u>道路法第32条第1項第1号</u> に掲げる工作物）	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
水管・下水管 その他これらに類するもの	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>36</u>
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>51</u>
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>77</u>
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>100</u>
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>150</u>
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>200</u>
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>360</u>

旧

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
鉄道、軌道、自動運行補助施設等（法第32条第1項第3号に掲げる施設）	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他 のもの	長さ1メートル1年につき	5 <u>17</u>
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	<u>1,400</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>850</u>
		地下に設けるもの		<u>510</u>
	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>

旧

		トル1年につき	
歩廊及び日覆類		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 200</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>710</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>24</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 400</u>
標識類		1本1年につき	<u>1, 400</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
幕（工事用施	祭礼、縁日等に際し一	その面積 1 平方メー	<u>24</u>

旧

設を除く。)	時的に設けるもの	トル 1 日につき	
	その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2, 400</u>
	その他のもの	1 基 1 月につき	<u>1, 200</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
仮設建築物、仮設店舗		使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>170</u>

新	旧
<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、<u>電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積、使用面積若しくは使</p>	<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積、使用面積若しくは使</p>

新	旧
<p>用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。</p> <p>5 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割を持って計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。</p>	<p>用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。</p> <p>5 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割を持って計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。</p>